**くらしの情報**

**大崎市役所新庁舎に設置する屋内広場の愛称を募集します**

問い合わせ 政策課庁舎整備調整担当　電話番号23-2129 ファクス23-2427

　令和５年５月に供用開始を予定している、大崎市役所新庁舎に設置する屋内広場の愛称を募集します。

■募集期間

　5月2日（月曜日）～5月31日（火曜日）

■対象

　市民または市内に勤務・通学している人

■応募する際の注意

▼ 特徴がイメージでき、分かりやすく親しみやすいもの

▼ 応募は１人1点に限り、応募者自身が創作した未発表のもの

▼ 他の愛称からの流用や模倣などを行っていないもの

■表彰・記念品

▼ 最優秀賞（1点）図書カード　2万円分

▼ 優秀賞（4点）図書カード5千円分

■応募用紙

　政策課または各総合支所地域振興課で配布

※応募用紙は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。また、必要事項が明記されている場合は、任意様式でも応募できます。

必要事項　屋内広場の愛称名（ふりがな）、愛称の意味・考えた理由、応募者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、勤務先（学生は学校名）、年齢（学生は学年）

■応募方法

　必要事項を記入し、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで応募

■応募先

持参の場合　政策課または各総合支所地域振興課に提出

郵送先　〒989-6188

古川七日町１番１号　政策課宛て

Ｅメール　政策課（seisaku@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**木造住宅の耐震診断・改修費用と危険ブロック塀の除却費用を助成します**

問い合わせ 建築指導課指導担当　電話番号23-8057

　木造住宅の耐震診断・改修費用と、危険ブロック塀の除却費用を助成します。

■木造住宅の耐震診断助成

　木造住宅の耐震診断を助成します。

対象建築物　昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の木造一戸建て住宅

負担金　8,400円

※２００平方メートルを超える場合は、延べ床面積によって負担金が増額します。

受付期間　5月9日（月曜日）～令和5年1月31日（火曜日）

■木造住宅の耐震改修工事助成

　木造住宅の耐震改修工事や建て替えを助成します。

対象建築物　市が実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事や建て替えを行う住宅

※増築や減築を伴う改修工事は、補助対象外の場合があります。

補助金額　改修費用の5分の4（限度額100万円）

※併せて行う耐震改修工事以外の工事も、上乗せします。

受付期間　5月9日（月曜日）～令和5年1月31日（火曜日）

■危険ブロック塀などの除却助成事業

　危険なブロック塀などを除却する工事費用を助成します。

除却対象　道路からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は0.4メートル以上）で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀

補助金額　除却工事に要した費用の6分の5

※除却部分の面積に対して、1平方メートル当たり9,500円を乗じた額と、30万円のいずれか低い額が限度額となります。

受付期間　5月9日（月曜日）～令和5年2月28日（火曜日）

※3月16日に発生した、福島県沖を震源とする地震で、ブロック塀などの危険性が増している場合は、建築指導課へ相談ください。

**中小企業者・小規模企業者を支援します**

問い合わせ 産業商工課商工振興担当　電話番号23-7091

　市内の中小企業・小規模企業の事業拡大費用を支援します。いずれも工事発注先や備品購入先は市内業者です。

　詳しい要件などは、事前に問い合わせください。

※市税などの滞納がある場合は申請できません。

１．中小企業者・小規模企業者施設改修・設備投資促進補助金

　市内での事業の拡大、生産効率、サービスの向上などを目的とする施設の改修工事や設備の購入費などを補助します。

対象者　地域の商工団体の会員で、市内で10年以上の営業実績がある、中小企業者・小規模企業者

補助額　補助対象経費のうち2分の1以内（限度額70万円）

２．中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金

　広報費やデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた取り組み、デザイン開発費など業務の効率化や販路拡大に必要な費用を補助します。

対象者　地域の商工団体、またはNPO法人 未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者・小規模企業者

補助額　補助対象経費の2分の1以内（限度額20万円）

３．中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金（新製品新技術開発補助・中小企業製造業者）

　自ら製造する工業製品、新たに開発した技術の販路開拓に必要な費用を補助します。

対象者　地域の商工団体、またはNPO法人 未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業製造業者

補助額　限度額50万円

４．おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金

　市内での新たな創業を補助します。

対象者　地域の商工団体から推薦を受け、市内で新たに創業する人

補助額

▼ UIJターン型　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

▼ 女性・若者創業者　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

▼ 一般型　補助対象経費の2分の1以内（限度額100万円）

５．商店街空き店舗活用事業補助金

　商店街の空き店舗を借用し、開業する場合の店舗改装費、設備・備品費、広報費、商品開発費などを補助します。

対象者　地域の商工団体から推薦を受け、指定区域の空き店舗で営業を開始する店舗

補助額　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

◆募集期間（予算に達した時点で受け付け終了）

１．２：6月1日（水曜日）～7月29日（金曜日）

３．４．５：5月6日（金曜日）～

◆補助金の申込先

１．２．４．５

▼古川商工会議所 電話番号24-0055

▼大崎商工会 電話番号52-2272

▼玉造商工会 電話番号72-0027

３

▼産業商工課新産業推進担当　電話番号23-7091

**世界農業遺産理解促進事業補助金を活用しませんか**

問い合わせ 世界農業遺産推進課自然共生推進担当　電話番号23-2281

　世界農業遺産への理解を促進するため、市民、まちづくり協議会、住民団体、NPO法人、企業などが実施する世界農業遺産の価値を高める企画や商品開発事業、普及啓発事業などの費用を補助します。

■補助対象事業

▼ 企画・商品開発事業

　世界農業遺産の理解促進を目的とした農業遺産資源（水管理施設、農産物、農文化、居久根など）を活用したツーリズムの企画・試行や商品開発などに関する事業

▼ 普及啓発事業

　世界農業遺産の理解促進を目的とした学習会や研修会の開催、調査・研究の実施、その他の普及啓発に関する事業

※補助事業の対象となるか不明な場合は、問い合わせください。

■補助対象経費

▼ 事業を実施するために雇用した人の賃金

▼ 講師や専門家、出演者などへの謝礼、交通費・宿泊費

▼ 消耗品費、印刷製本費など

▼ 郵便切手、広告料など

▼ 会場設営や調査業務などの委託料、会場使用料、機械機器借上料などの賃借料

▼ その他、特に必要と認める経費

■補助額

　補助対象経費の2分の1以内、または次の限度額のいずれか少ない方の額

企画・商品開発事業　50万円

普及啓発事業　20万円

■申込方法

　世界農業遺産推進課に備え付け、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込み

※申請を検討する場合は、事業を実施する2カ月前までに相談してください。